



# SuMi TRUST 年金ニュース

(2021年8月3日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【確定給付企業年金】

### 確定給付企業年金法施行規則等の一部改正 (リスク分担型企业年金に係る改正等)

2021年8月2日、確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令及び関係通知が以下のとおり発出されました。また、先般行われたパブリックコメント手続きの結果についても公示されていますので、併せてご案内いたします。

#### <省令・通知等>

- ・厚生労働省令第135号：確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210803shourei.pdf>
- ・確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令について  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210803tsuuchi1.pdf>
- ・通知：「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210803tsuuchi2.pdf>
- ・事務連絡：「確定給付企業年金規約例」の一部改正について  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210803jimurenaku.pdf>

#### <パブリックコメント結果の公示>

- ・確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210038&Mode=1>
- ・「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210080&Mode=1>

## 1. 改正の概要

今回発出された省令及び関係通知はパブリックコメント手続き開始時の内容（省令案：[2021年5月21日付 SuMiTRUST 年金ニュース](#)、通知案：[2021年6月15日付 SuMiTRUST 年金ニュース](#)）と同様の内容です。

### （1）業務の委託契約事項に関する規約変更手続き

加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項の変更（※1）に関する規約変更手続きについて、「届出不要事項」から「届出事項」に変更となります。

（※1）契約形態の変更（Ⅰ型⇔Ⅱ型）やⅡ型の場合の総幹事会社の変更などが該当すると考えられます。

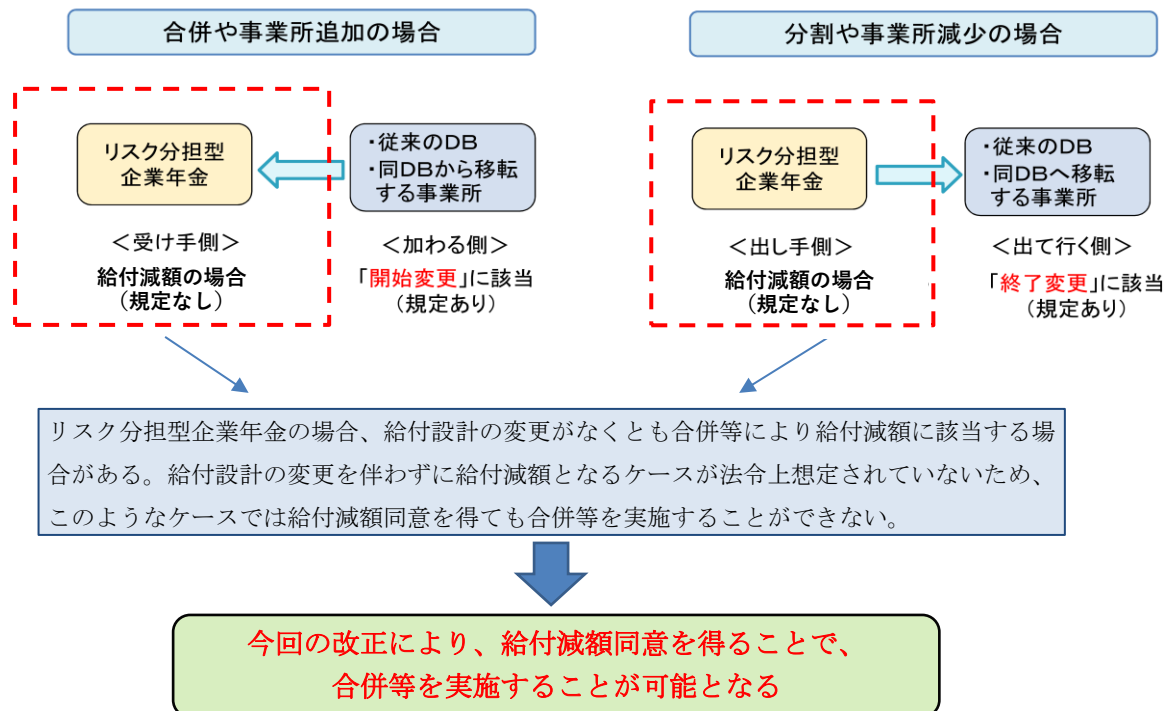
### （2）リスク分担型企業年金に係る規定の整備

#### ①リスク分担型企業年金の給付減額に関する理由（要件）の追加

リスク分担型企業年金は、給付財源（積立金+将来の掛金見込み）に応じて給付が増減する仕組みとなっており、合併や分割などにより給付の減額調整となる可能性が高まる場合（※2）には給付減額に該当します。現在の省令では合併や分割時の給付減額の理由（要件）がないことから、今般新たに給付減額の理由要件に企業年金の統合、合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継等を加えるものです。

（※2）具体的には、給付設計の変更による給付現価又は最低積立基準額の減少や超過比率の減少などに該当する場合に給付減額として取り扱うこととなります。この点については改正後も同様の取り扱いとなります。

< 社会保障審議会企業年金・個人年金部会の資料より抜粋、弊社にて加工 >



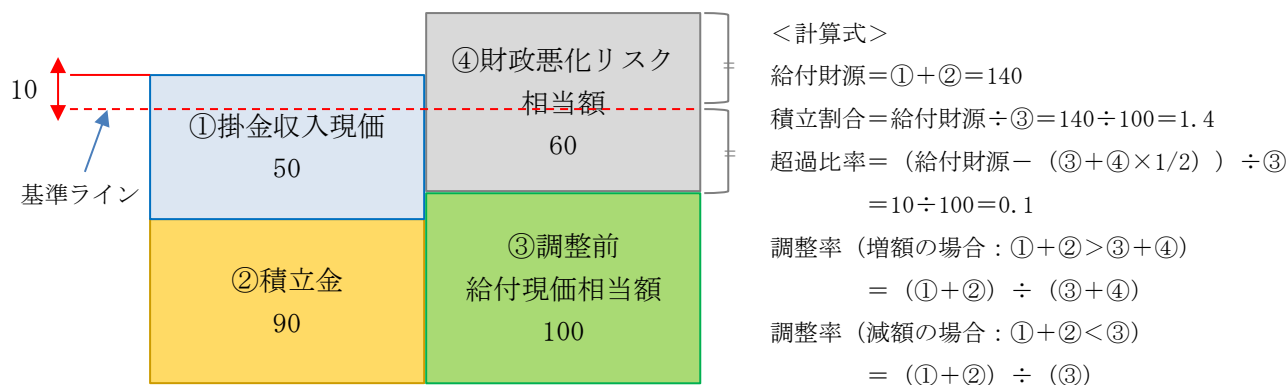
## ②リスク分担型企業年金掛金額の設定方法の追加

現在、基金の合併、権利義務の承継及び中小企業退職金共済制度からの解約手当金相当額の受換といった実施事業所の増加等の事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合、その増加した実施事業所の事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、他の事業所に適用されている標準掛金額に、財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができることとされているところ、規約型から基金又は基金から規約型への移行等の権利義務の承継の事由においても同様の取扱いを可能とするものです。

## ③リスク分担型企業年金の分割時の積立金の設定方法の追加

リスク分担型企業年金の分割時に移換する積立金の算定方法として、現在の「積立割合が減少しないよう設定する方法」に加え、「調整率又は超過比率が減少しないよう設定する方法」を新たに加えるものです。

<ご参考> 積立割合、超過比率の数値例



## ④リスク分担型企業年金における情報開示等の取扱いの規定

企業年金のガバナンスの確保の観点から、以下の取扱いを規定することとなります。

- ・調整率及び超過比率に係る情報について、加入者の代表者又は代議員からの求めがあった場合に開示すること。
- ・規約の変更に当たって、当該変更による調整率及び超過比率への影響について十分に説明する必要があること。
- ・業務概況の周知事項として、超過比率を新たに追加すること。(DB規約への規定が必要(届出不要)、次回規約変更時等に併せて規定することも可能)

(弊社補足)

リスク分担型企業年金移行後は、給付減額同意を得ても上記①の制度統合等を行うことができないケースがありましたが、上記のとおり今般の改正で省令等の不備が解消し、給付減額同意を得ることで実施可能となりました。

しかし、当該給付減額同意の判定や手続きの簡素化については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会でも検討課題とされていたものの、改正は行われておりません。これは、積立水準に応じて給付額が算定されるリスク分担型企業年金においては、制度統合等により一方の積立水準が低下し将来の給付額が減少する可能性が高まるにもかかわらず、給付減額判定やその手続きを簡素化することは適切でないとの考えから改正が見送られたものと思われま

### (3) その他所要の改正

最低保全給付の計算方法の変更(※3)は、給付減額の判定対象であることが通知に明記されるとともに、給付設計の変更に関連するものでなければ、最低積立基準額を少なくとも5年程度保証する経過措置により給付減額としない取り扱いは採用できないとの見解が示されました。

最低保全給付の計算方法の変更を検討される場合は、弊社営業担当者までご相談ください。

(※3) DB法施行規則第54条に定める最低保全給付の計算方法を同条第1号又は第2号に定める方法に変更、同条第1号に定める「標準的な年齢」の変更、同条第2号に定める「加入者の年齢に応じて定めた率」の変更などが該当すると考えられます。

#### 2. 改正の施行期日

2021年9月1日

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-5404-3066